

# 長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会の設置について

地域福祉課福祉監査担当

## 1 経 過

- (1) 他県における行政庁決定の手続き不備を争う裁判例で、「行政機関の要請により行政執行の前提として必要な調停、審査、諮問及び調査等を行う機関全般は【附属機関】に当たる。」との判決が出ています。(地方自治法第138条の4第3項は、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関(中略)を置くことができる。(後略)」と規定されており、附属機関の設置には条例の根拠が必要です。)
- (2) この状況を踏まえ、長野県では、法律又は条例に基づかない委員会等の整理を行っています。
- (3) 従来「長野県福祉サービス第三者評価推進委員会」(以下「旧委員会」という。)は、独自の要綱で設置・運営していましたが、評価機関の認証や評価調査者の資格等を審議しており、場合によっては不利益処分に類する処分に係る判断を行うことが想定されるため、条例を設置根拠とした明確な附属機関とする必要があります。
- (4) このような経過から、今般、旧委員会を改組・廃止して、新たに「社会福祉審議会」の専門分科会として「福祉サービス第三者評価推進専門分科会」(以下「専門分科会」という。)を新設しました。

## 2 専門分科会の概要

旧委員会の任期途中での改組であるため、原則として旧委員会の枠組みを承継しており、概要は下表のとおりです。

(1) 委員構成、人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者、福祉サービス事業者、福祉サービス利用者代表、評価調査者の代表者 9名以内(現行どおり)</li> <li>・今期は、旧委員会の委員各位に継続して就任していただきます。(別添名簿)</li> <li>・次期は現行の9名から7名に減員することを検討しています。</li> </ul>
(2) 任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間(現行の2年から変更)</li> <li>・今期は旧委員会の残任期間の令和2年3月31日までとします。</li> </ul>
(3) 調査審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス第三者評価事業に関する次の事項(現行どおり)               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 評価機関の認証に関すること。</li> <li>(2) 評価項目及び評価の手法に関すること。</li> <li>(3) 評価結果の取扱いに関すること。</li> <li>(4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。</li> <li>(5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。</li> <li>(6) 第三者評価事業に関する苦情への対応に関すること。</li> <li>(7) その他第三者評価事業の推進に関すること。</li> </ol> </li> </ul>
(4) 専門分科会長等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門分科会長1名(互選)、副専門分科会長1名(専門分科会長指名)</li> <li>・今期は、旧委員会の中島委員長様に専門分科会長、岡田副委員長様に副専門分科会長に就任いただきたいと思います。</li> </ul>
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議は原則として公開とします。</li> <li>・専門分科会の庶務は地域福祉課が担当し、長野県健康福祉部内の関係課の職員を幹事とします。(別添名簿)</li> </ul>

## 長野県社会福祉審議会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第7条第1項の規定に基づく長野県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審議会の委員は、15人以内で組織する。

### (委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (副委員長)

第4条 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (専門委員)

第5条 社会福祉法第9条第1項の規定に基づく臨時委員について、審議会では専門委員と呼ぶものとする。

### (会議)

第6条 審議会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 専門委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については委員とみなす。

### (専門分科会)

第7条 審議会に次の専門分科会を置く。

名 称	調査審議事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
地域福祉計画専門分科会	市町村地域福祉計画及び長野県地域福祉支援計画に関する事項
身体障がい者福祉専門分科会	身体障がい者の福祉に関する事項（施設の人員、設備及び運営に関する基準に係る事項（以下「設置管理基準に関する事項」という。）を除く。） 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
障がい者権利擁護専門分科会	障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項 障がい者の共生社会づくりに関する事項
児童福祉専門分科会	児童・妊産婦、知的障がい者及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項（施設の設置管理基準に関する事項を除く。）
子育て支援専門分科会	長野県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項 県における子ども・子育て支援施策に関する事項
保護施設基準専門分科会	保護施設の設置管理基準に関する事項
高齢者福祉施設基準専門分科会	高齢者福祉施設の設置管理基準に関する事項
障がい福祉施設基準専門分科会	障がい福祉施設（障がい児施設を含む。）の設置管理基準に関する事項
児童福祉施設等基準専門分科会	児童福祉施設（障がい児施設を除く。）及び婦人保護施設の設置管理基準に関する事項
社会福祉法人地域公益事業専門分科会	社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業に関する事項
福祉サービス第三者評価推進専門分科会	福祉サービス第三者評価事業に関する事項

2 審議会は、前項に掲げる調査審議事項のうち、次に規定する事項に関して諮問を受けたときは、専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項

(3) 障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項

(4) 社会福祉法人が実施を予定又は実施している地域公益事業に関する事項

第8条 専門分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会にその専門分科会に属する委員及び専門委員の互選による専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員が、その職務を行う。

**(部会)**

**第9条** 専門分科会に次の部会を置く。

(身体障がい者福祉専門分科会)

名 称	調査審議事項
審査部会	身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項 身体障がい者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項

(児童福祉専門分科会)

名 称	調査審議事項
里親審査部会	里親の適否に関する事項
図書審査部会	児童及び知的障がい者の福祉を図るための図書の推薦、勧告に関する事項
映画審査部会	児童及び知的障がい者の福祉を図るための映画の推薦、勧告に関する事項
処遇審査部会	児童又はその保護者の処遇に関する事項
保育所審査部会	保育所の設置認可又は事業の停止に関する事項 認可外保育施設の事業停止及び施設閉鎖に関する事項
重大事故検証部会	認可外保育施設における重大事故の再発防止のための検証に関する事項

2 審議会は、前項に規定する調査審議事項に関して諮問を受けたときは、部会の決議をもって審議会の決議とする。

**第10条** 部会に属すべき委員及び専門委員は、各専門分科会に属する委員及び専門委員のうちから、委員長が指名する。

2 部会にその部会に属する委員及び専門委員の互選による部会長を置く。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員が、その職務を行う。

**(会議)**

**第11条** 専門分科会及び部会の招集、定足数及び表決については、第6条の規定を準用する。

**(報告)**

**第12条** 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

2 部会長は、部会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果を専門分科会長を通じて委員長に報告するものとする。

**(幹事)**

**第13条** 審議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事は、健康福祉部及び関係部局の課(室)長のうちから委員長が指名する。

3 幹事は、委員長、専門分科会長及び部会長の命を受けた事務を処理する。

4 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

附 則

この規程は、平成8年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月7日から施行する。

## 長野県社会福祉審議会 福祉サービス第三者評価推進専門分科会運営要領

### (趣旨)

第1 この要領は、福祉サービス第三者評価推進専門分科会（以下「分科会」という）の運営に関し、長野県社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (調査審議事項の内容)

第2 長野県社会福祉審議会運営規程に定める分科会の調査審議事項の内容については、下記のとおりとする。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
- (2) 評価基準及び評価の手法に関すること。
- (3) 評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること。
- (5) 福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する苦情への対応に関すること
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること

2 前項に規定するもののほか、第三者評価事業の実施に関する重要事項について意見を述べる。

### (組織)

第3 分科会は、学識経験者、福祉サービス事業者、福祉サービス利用者代表、評価調査者を代表する者の中から、9名以内の委員で組織する。

### (委員の任期)

第4 分科会の委員の任期は、委嘱の日から3年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (分科会)

第5 分科会は、分科会長が議長となる。

2 分科会は、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

### (副分科会長)

第6 分科会に、分科会長の指名により副分科会長1名を置く。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理

する。

(幹事)

第7 分科会に、幹事を置く。

2 幹事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事は、所掌する事務に関し委員を補佐し、必要に応じ、第2の1について具体的な検討及び検証を行う。

4 幹事の長は、健康福祉部地域福祉課長をもって充てる。

(庶務)

第8 分科会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

別表1

健康福祉部地域福祉課	生活保護係長
健康福祉部介護支援課	サービス係長
	施設係長
健康福祉部障がい者支援課	施設支援係長
	自立支援係長
県民文化部こども・家庭課	保育係長
県民文化部児童相談・養育支援室	課長補佐

附 則

(委嘱期間)

1 「委員の任期は、委嘱の日から3年間とする」を「令和元年度の委嘱については、令和元年11月1日から令和2年3月31日まで」とする。

(施行期日)

2 この要領は、令和元年10月10日から施行する。

## 長野県社会福祉審議会 福祉サービス第三者評価推進専門分科会委員名簿

【任期:令和元年11月1日～令和2年3月31日】

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者 (2名)	中島 豊	長野大学 社会福祉学部	
	岡田 賢宏	株式会社 CIE研究所	
福祉サービス 事業者 (4名)	桜井 記子	社会福祉法人 ジェイエー長野会	
	宮下 孝子	松代福祉寮	
	手塚 都子	社会福祉法人 敬老園	
	小宮山 紀道	社会福祉法人 長野県社会事業団	
福祉サービス 利用者代表 (2名)	磯野 有樹子	居宅介護支援事業所 しらかば	
	西村 昭太	特定非営利活動法人 ケ・セラ	
評価調査者 代表(1名)	清水 富子	一般社団法人 しなの福祉教育総研 (県認証評価機関)	
計	9名		

(敬称略)